温　泉　成　分　等　掲　示　届

年　　月　　日

　　　千葉県知事　　　　　様

住　　　所

氏　　　名

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名法人の場合はその名称、所在地、代表者の住所及び氏名)

温泉法第18条第１項の規定により温泉成分等を次のとおり掲示しますので、同条第４項の規定により、届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 | 場所 |  |
| 名称 |  |
| 温泉分析表 | 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合 | その理由 |
| １　源泉名２　泉質３　泉温（源泉）４　泉温（使用位置）５　含有成分及びその分量６　分析年月日７　登録分析機関の名称及び登録番号 |
| 温泉を加温して公共の浴用に供する場合 | その理由 |
| 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合 | その理由 |
| 浴　用（飲　用）の　禁　忌　症 | ろ過を実施している場合 | その理由 |
|  |
| 温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合 | 当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 |
| 浴用（飲用）の方法及び注意事項 |
|  |
| 備考 |  |

　備考　入浴剤とは、着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。